

# 東京都中学校吹奏楽連盟規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この連盟は、東京都中学校吹奏楽連盟（以下都中吹連）と称する。

(事務局)

第2条 この連盟は、事務局を、郵便番号 113-0023 東京都文京区向丘2-19-1 郁文館中学校に置く。

(組織)

第3条 この連盟は、一般社団法人全日本吹奏楽連盟の会員連盟として、また東京都吹奏楽連盟の部門連盟として、東京都内の国・公立並びに私立中学校及びこれに準ずる学校の吹奏楽部（団）をもって組織する。

2 顧問は、加盟校の教職員とする。

3 加盟しようとするときは、所定の書面をもって届け出る。

4 退会しようとするときは、その旨を書面をもって届け出なければならない。なお、3月31日までに連盟費が納入されていない場合は、退会したものとみなす。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この連盟は、一般社団法人全日本吹奏楽連盟並びに東京都吹奏楽連盟の目的に則し、東京都内中学校における吹奏楽及び管・打楽器による音楽の普及・向上を図り、もって音楽を愛好し心身ともに健全な生徒の育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この連盟は、前条の目的を達成するために、関係諸団体と連携を図り、次の事業を行う。

(1) 吹奏楽コンクールの開催

(2) アンサンブルコンテストの開催

(3) 講習会・研究会などの開催

(4) 指導者の育成

(5) 吹奏楽及びマーチングの普及のための助成

(6) マーチングコンテスト及び諸行事への参加

(7) その他、本連盟の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 役員

(役員)

第6条 この連盟に、次の役員を置く。

理事長 1名

副理事長 3名 以内

事務局長 1名

事務局次長 3名 以内

常任理事 4名 以内 (実行委員長3・本部会計)

理事 30名 以内、但し、理事長、副理事長、事務局長、事務局次長及び常任理事の定数は、この理事定数に含まれる。

監事 2名

(役員を選任)

第7条 役員を選任は次のとおりとする。

(1) 理事は、加盟校顧問の中から選任し、総会で承認する。選任方法は理事会において別に定める。なお、理事長が必要と認めた場合、理事会の同意を得て学識経験者に委嘱することができる。

(2) 理事長、副理事長、事務局長、事務局次長及び常任理事は理事会で互選し、総会で承認する。

(3) 監事は、理事会において選任し、総会で承認する。但し、他の役員を兼任することはできない。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

(1) 理事長は、本連盟を総括し、本連盟を代表する。

(2) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故等があるときは、理事長の仕事を行代する。この場合、副理事長の互選により、理事長代理1名を決めるものとする。

(3) 常任理事は、常任理事会を組織し、理事長及び副理事長を補佐するとともに、本連盟運営の議案をたて、理事会の決議事項に基づき、会務を遂行する。

(4) 理事は、理事会を組織し、本連盟の運営及び事業全般について、審議し、議決して執行する。

(5) 事務局長は、本連盟の事務を処理する。

(6) 監事は、事業の運営及び会計を監査し、年1回総会において報告する。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により就任した役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(役員補充)

第10条 役員に欠員が生じたときは、次のとおり補充する。

(1) 理事長に欠員が生じたときは、副理事長の互選により、理事長代行1名が当たる。

(2) 副理事長、常任理事、理事及び監事に欠員が生じたときは、必要に応じて理事会を開催し、選任又は委嘱する。

#### 第4章 事務局

(事務局設置)

第11条 この連盟の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置き、事務局次長を置くことができる。

3 事務局長、事務局次長は理事会で互選し、総会で承認する。

4 事務局長、事務局次長は、理事長及び監事を除く役員が兼任することができる。

#### 第5章 会長及び顧問

(会長)

第13条 会長は、東京都中学校音楽教育研究会の会長とする。

2 会長は、理事長及び理事会の諮問機関とする。

(顧問)

第14条 この連盟に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会において推薦し、理事長が委嘱する。

3 顧問は、理事長及び理事会の諮問機関とする。

4 顧問の定数は、規定しない。

5 顧問の任期は、規定しない。

#### 第6章 会議

(会議の種類)

第15条 この連盟の会議は、次のとおりとする。

(1) 総会

(2) 理事会

(3) 常任理事会

(4) 事業部会

(5) その他、必要と認められるもの

##### 第1節 総会

(総会の機能)

第16条 総会は、この連盟における最高議決機関とし、次の事項を審議し、決議する。

(1) 事業報告及び事業計画

(2) 予算及び決算

(3) 役員承認

(4) 規約の改正

(5) その他、必要な事項

(総会の構成)

第17条 総会は、第3条第2項で定める加盟校の顧問、第6条で定める役員によって構成される。

(総会の招集)

第18条 総会は、理事長が招集し、毎年4月に開催する。加盟校顧問の過半数の要求又は理事会の決議があった場合、理事長は臨時総会を招集しなければならない。

(総会の定足数)

第19条 総会は、出席者により開催することができる。

(総会の方法)

第20条 総会の議事運営は、加盟校の顧問の中から議長を選任し行う。

(総会の決議)

第21条 総会の決議は、出席者の過半数をもって行う。但し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 議決権は、加盟校一校一票とする。

第2節 理事会

(理事会の機能)

第22条 理事会は、本連盟における執行、議決機関とし、次の事項を審議し、決議して執行する。

- (1) 事業遂行に関すること
- (2) 会計に関すること
- (3) 役員を選任に関すること
- (4) 顧問の推薦に関すること
- (5) 規約、細則等に関すること
- (6) 東京都吹奏楽連盟及びその他の団体との提携等に関すること
- (7) その他、必要と認められること

(理事会の構成)

第23条 理事会は、第6条で定める役員によって構成される。

(理事会の招集)

第24条 理事会は、理事長が招集し、年4回以上開催する。

2 理事長は、理事の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、速やかにこれを招集しなければならない。

(理事会の定足数)

第25条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

2 前条の場合において、委任状提出者は出席とみなす。

(理事会の方法)

第26条 理事会の議事運営は、原則として副理事長が議長を務めて行う。

(理事会の決議)

第27条 理事会の決議は、この規約に別段の定めがない限り、監事を除く理事会出席者の過半数をもって行う。但し、可否同数の場合は理事長の決するところによる。

2 議決権は、議長、監事を除く理事会構成員一人一票とする。

第3節 常任理事会

(常任理事会の機能)

第28条 常任理事会は、本連盟に係る運営、会計及び事業計画と実施の方針審議機関として、本連盟の全てについて掌理する。

- (1) 事業計画に関すること
- (2) 理事会に提出する議案の審議
- (3) 会計に関すること

(常任理事会の構成)

第29条 常任理事会は、理事長、副理事長、常任理事、事務局長によって構成される。

2 理事長が必要と認めた場合、前項以外の者の同席を認めることができる。

(常任理事会の招集)

第30条 常任理事会は、理事長が随時招集する。

(常任理事会の定足数)

第31条 常任理事会は、常任理事会構成員の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

2 前条の場合において、委任状提出者は出席とみなす。

(常任理事会の方法)

第32条 常任理事会の議事運営は、原則として理事長が議長を務めて行う。

(常任理事会の決議)

第33条 常任理事会の決議は、常任理事会出席者の過半数をもって行う。但し、可否同数の場合は理事長の決するところによる。

#### 第4節 事業部会

##### (事業部会の機能)

第34条 事業部会は、この連盟が主催する事業の運営全般を担当する。

2 この連盟に次の事業部会を置き、各事業を担当する。なお、必要に応じて他に事業部会を編成することができる。

- 第1事業部 吹奏楽コンクール
- 第2事業部 アンサンブルコンテスト
- 第3事業部 講習会

##### (事業部の構成)

第35条 事業部は、理事長、事務局長及び監事を除く理事によって構成される。

- 2 事業部には担当副理事長及び実行委員長を置く。
- 3 事業部員は、常任理事会において選任する。

##### (事業部会の招集)

第36条 事業部会は、理事長の承認の上で、事業部長が招集する。

2 事業部会には、部員のほか、事業部長が必要と認めた者の出席ができる。

##### (事業部会の方法)

第37条 事業部会は、原則として事業部長が議長を務めるものとする。

### 第7章 会 計

##### (経費の支弁)

第38条 この連盟は、連盟費、諸事業による収益金、補助金をもって支弁する。

2 この連盟の会計に係る出納方法等については別に定める。

##### (連盟費)

第39条 この連盟の一般会計における連盟費は、理事会において加盟1団体あたりの年額を決定し、総会の決議をもってこれを徴収する。

- 2 連盟費は年額5,000円とする。
- 3 連盟費は毎年7月31日までに納入することを原則とする。

##### (会計年度)

第40条 この連盟の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### 第8章 規約の改正

##### (規約の改正)

第41条 この連盟の規約の改正は、議決権を有する総会出席者の3分の2以上の決議をもって改正することができる。

### 第9章 補 則

##### (内規の制定)

第42条 この規約に必要な細則等内規は、常任理事会の審議を経て理事会において定めることができる。

#### 附則

- 昭和36年6月13日制定
- 2 昭和38年5月10日一部改正
- 3 昭和47年6月10日一部改正
- 4 昭和56年5月30日一部改正
- 5 平成2年5月10日一部改正
- 6 平成5年4月24日一部改正
- 7 平成13年4月21日一部改正
- 8 平成19年4月14日一部改正
- 9 平成27年4月11日一部改正
- 10 平成31年4月13日一部改正
- 11 この規約は、規約の整備及び充実を図るために平成31年4月13日改正し、同日これを施行する。
- 12 令和5年度4月1日一部改正